

祝 町制施行 50 周年

議会 50 周年記念誌

50th Anniversary Booklet of Nagayo Town Assembly



ごあいさつ

長与町議会 50 周年記念誌発行によせて



長与町議会議長 内村 博法

長与町議会発足から 50 年を迎える記念すべき本年に、今回「長与町議会 50 周年記念誌」を発行いたしました。

村から町への移行に関しては、当時多くの活発な意見が交わされ、昭和 44 年 1 月 1 日に長与町が誕生し、それに伴い議会も長与町議会として新しく誕生いたしました。

今回の記念誌は、先輩議員の足跡と半世紀に亘る町議会活動の記録を保存するとともに身近な存在として活用していただくために発行するものでございます。50 年の歳月の間それぞれの地域性を尊重し、本町の飛躍・発展のために町執行部の施策に対し、様々な提言を行うなど適宜、適切な議会運営に努めてこられました多くの諸先輩議員に、心から感謝

と敬意を表するものでございます。

今後も二元代表制の一翼を担う行政のチェック機関として町政発展のために更なる議会改革に取り組み、町民に対し「開かれた議会」を目指していくことが私たちに与えられた使命であり、引き続き本町の明るい未来に向け、町民の負託に応えるべくなお一層の努力をまいります。

町民の皆様におかれましても、引き続き長与町議会の活動に対しご理解、ご協力をいただくとともに本町の将来を考えるきっかけのひとつとなれば幸いです。

結びに、本誌の発行にご尽力いただきました関係各位に心より感謝を申し上げまして、発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

お祝いの言葉

長与町議会 50 周年記念誌発行を祝して



長与町長 吉田 慎一

長与町議会 50 周年記念誌の発行を心からお祝い申し上げますとともに、記念誌の発行にご尽力いただきました関係者の皆様に感謝

を申し上げます。

本町は、昭和 44 年 1 月 1 日に「長与村」から「長与町」として町制を施行し、様々な歴史を刻みながら発展を続け、平成 31 年 1 月 1 日に町制施行 50 周年という大きな節目の年を迎えました。

今年 50 年という大きな節目を迎えることができましたのも、歴代の正副議長をはじめ、議員の皆様方のご理解、ご支援の賜物であり、改めて深く敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

そして、これまで先人が歩んできた歴史をしっかりと受け継ぎ、議員の皆様をはじめ、町民の皆様と手を携えながら、更なる 50 年にむけて、「子育て」「教育」「健康づくり」を施策の柱に据え、「幸福度日本一のまちづくり」の実現に向けた取り組みを着実に実施していく所存です。

今後とも、皆様方のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、長与町議会の更なるご発展と議員の皆様をはじめ関係各位のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、お祝いのことばいたします。

「町民とともに」確かな歩みを未来へ

町制施行 50 周年を機に、長与町議会 50 年の歴史、議会の活動状況、議会のしくみなどについて取りまとめ、長与町議会初となる記念誌を発行することになりました。50 年を振り返るだけでなく、議会をもっと知っていただき、身近な存在として活用していただくことで、確かな歩みを未来へつなげるという趣旨で編集しました。

【記念誌の構成】

第 1 部「議会 50 年の歩み」は、50 年間の議員名と主な出来事
第 2 部「議会基本条例と議会の活動」は、議会改革と活動状況
第 3 部「議会を知る・議会に参加する」は、議会活動への理解と参加
以上の 3 部構成としています。

【目指す議会像】

「町民とともに」を基軸とした長与町議会基本条例を平成 25 年 9 月に制定しました。この条例は「議会の役割と責任」「議会及び議員の活動原則」「議会情報の公開」などについて規定したもので、目指す議会像を次のとおり掲げ、議会改革を進めてきました。

- ①町民とともに歩む議会
- ②議員が議論を深める議会
- ③執行機関と切磋琢磨する議会

【議会改革の進展】

早稲田大学マニフェスト研究所は、全国の都道府県議会、市区町村議会を対象とした議会改革度調査を実施し、ランキングを公表しています。平成 30 年 6 月に公表された「議会改革度調査 2017」では、回答があった全国 1,318 議会の中で、長与町議会は 52 位（前年は 205 位）となりました。

議会自らが努力することは当然ですが、ホームページでの議案書公開など、町当局の理解と協力もあり、議会改革が評価されたものと理解しています。

この記念誌が、議会を知り、議会に参加する機会となることで、町政の発展と住民福祉の向上に寄与できることを願っています。

平成 31 年 3 月

長与町議会 50 周年記念誌編集委員会

委員長 喜々津英世
副委員長 河野 龍二
委員 安部 都
委員 饗庭 敦子
委員 金子 恵
委員 分部 和弘

目次

第1部：議会50年の歩み

第1期(昭和42年5月6日～昭和46年4月29日)	1
第2期(昭和46年5月6日～昭和50年4月29日)	1
第3期(昭和50年5月2日～昭和54年4月29日)	2
第4期(昭和54年4月30日～昭和58年4月29日)	2
第5期(昭和58年4月30日～昭和62年4月29日)	3
第6期(昭和62年4月30日～平成3年4月29日)	3
第7期(平成3年4月30日～平成7年4月29日)	4
第8期(平成7年4月30日～平成11年4月29日)	5
第9期(平成11年4月30日～平成15年4月29日)	6
第10期(平成15年4月30日～平成19年4月29日)	7
第11期(平成19年4月30日～平成23年4月29日)	8
第12期(平成23年4月30日～平成27年4月29日)	9
第13期(平成27年4月30日～平成31年4月29日)	10

第2部：議会基本条例と議会の活動

第1章：総則（目的、最高規範性）	11
第2章：議会及び議員の活動原則	
1. 正副議長志願者の所信表明	11
第3章：町民と議会の関係	
1. 会議の開催状況（委員会等の開催状況）	11-12
2. 本会議・委員会の傍聴 3. 議会映像の配信	13
4. 会議録の公開 5. 公聴会・参考人制度	13
6. 請願・陳情	13-14
7. 議会報告会・住民懇談会の開催	14-15
第4章：議会及び議員と執行機関の関係	
1. 一般質問 2. 反問権	15
第5章：自由討議の充実	16
第6章：議会及び議会事務局の体制整備	
1. 調査・研修活動	16-17
2. 広報・広聴活動（議会だより、議会ホームページ、広報モニター）	18
第7章：議員の政治倫理、身分及び待遇	
1. 政治倫理 2. 議員定数 3. 議員報酬（全国類似団体との比較）	19
第8章：災害時の対応	
1. 要綱の見直し	20
第9章：見直し手続	
1. 自己評価 2. 評価結果	20
議会改革の歩み	
（平成16年3月～平成27年3月）	21
（平成27年5月～平成31年2月）	22

第3部：議会を知る・議会に参加する

議会の役割、議員の数・任期	23
議会の権限、議会の活動	24
会議の種類	25
議員の活動	26
議会に参加する（傍聴、請願・陳情、議会報告会・住民懇談会、議会広報モニター）	26-27

第1部 議会50年の歩み

そのとき議会は…

第1部「議会50年の歩み」は、50年間に在籍した議員名および任期中の主な出来事です。

記事は、議会の活動および議決事項を中心に、昭和52年4月創刊の議会だより記事を引用しています。この50年を振り返り、次につなげたいと思います。予算額は万円未満を四捨五入しています。

●第1期(任期:昭和42年5月～昭和46年4月)

長与村から長与町へ

●議員名簿 (定数 18人)

議長	井上仁三郎
副議長	池田 光義
議員	
青木 政己	佐藤 作松
内田 初一	嘉喜田国雄
開 初雄	山本 由秋
坂本 時信	今里 備稲
渡辺 英司	中川 悟
森 繁市	尾上 春男
満留 睦夫	本川 次夫
柳原 一由	青木八重子

●主な出来事

昭和44年1月1日	町制施行
昭和44年3月	一般会計予算1億9,797万円を可決
5月	長与・時津し尿処理場完成(岡郷塩床)
10月	長崎国体一般女子ソフトボール競技開催
45年3月	●井上仁三郎議長死去 ●議長に池田光義氏、副議長に森繁市氏が就任 ●一般会計予算2億6,879万円を可決
5月	ごみ焼却場操業開始(時津町日並郷)
46年3月	●長与町振興基本構想計画可決 ●一般会計予算3億5,199万円を可決



長与町役場の看板設置



長崎国体ソフトボール競技開催

●第2期(任期:昭和46年5月～昭和50年4月)

一般会計10億円を突破

●議員名簿 (定数 18人)

議長	森 繁市
副議長	柳原 一由
議員	
山本 由秋	中村 衛
今里 備稲	脇川 重隆
森川 進	中嶋 敏昭
中村 重一	中川 悟
青木八重子	池原 泉
坂本 時信	帯田 優
柿田 貞美	岡田 時夫
谷村 繁雄	山下 勇市

●主な出来事

昭和47年3月	一般会計予算4億8,098万円を可決
4月	第11代吉田安親町長就任
7月	高田地区をモデルコミュニティ地区指定
48年3月	●高田保育所完成 ●一般会計予算6億6,239万円を可決
49年3月	●議員定数を24人とする条例改正案を可決(次期選挙から適用) ●一般会計予算7億6,316万円を可決
50年3月	一般会計予算10億1,993万円を可決

●第3期(任期:昭和50年5月～昭和54年4月)

議会だより創刊

●議員名簿 (定数 24 人)

議長	今里 備稲
副議長	嘉喜田国雄
議員	
長田 久徳	坂本 時信
池田 正義	田中 忠
山下 和一	中嶋 敏昭
谷村 繁雄	脇川 重隆
中西 楠一	川口 美人
古賀 愛	森元 克己
山道 義治	青木八重子
柿田 貞美	中村 竜子
中村 重一	帯田 優
山下 勇市	濱口 繁一
池原 泉	森川 進

●主な出来事

昭和50年 8月	同報無線設置
51年 3月	一般会計予算11億8,976万円を可決
4月	吉田安親町長再任(2期目)
52年 3月	●一般会計予算17億1,448万円を可決 ●公共下水道及び水道使用料の基本料金及び超過料金の引き上げを可決
4月	●長与中学校、洗切小学校の新校舎完成 ●長与町議会だより創刊
9月	国道207号延伸を委員会合同で建設省に陳情
53年 3月	一般会計予算22億8,236万円を可決
54年 3月	一般会計予算28億4,870万円を可決
4月	県立長崎北陽台高等学校開校



議会だより創刊(52年4月)



長与川が氾濫(7・23長崎大水害)

●第4期(任期:昭和54年4月～昭和58年4月)

7・23長崎大水害

●議員名簿 (定数 24 人)

議長	濱口 繁一
副議長	脇川 重隆
議員	
帯田 優	山本 芳雄
柿田 清治	山下 和一
尾崎 国夫	尾上 春男
中村 竜子	池原 泉
林田 弘	青木八重子
山道 義治	古賀 愛
内山 啓	中西 楠一
内田 勝雄	山本 由秋
山野 昭二	川口 美人
浅井 忠行	田中 忠
中嶋 敏昭	辻田 一三

●主な出来事

昭和54年 6月	駐車場事業特別会計設置条例を可決
55年 3月	●一般会計予算32億460万円を可決 ●長与町基本構想の変更を可決
4月	●吉田安親町長再任(3期目) ●長与北小学校開校
56年 3月	一般会計予算39億9,100万円を可決
4月	長与第二中学校が開校
10月	尾上春男議員死去
57年 3月	●一般会計予算40億円を可決 ●モーター類規制条例を可決
7月	●7・23長崎大水害発生。 ●本町で国内観測史上最高となる1時間雨量187mmを記録 ●全員協議会を開催し、災害復旧対策を協議
9月	●農業災害復旧に5億2,911万円。 ●公共土木災害復旧に4億538万円の補正予算を可決
58年 3月	一般会計予算50億3,584万円を可決

●第5期(任期:昭和58年4月～昭和62年4月)

新庁舎建設に向け委員会設置

●議員名簿 (定数 24 人)

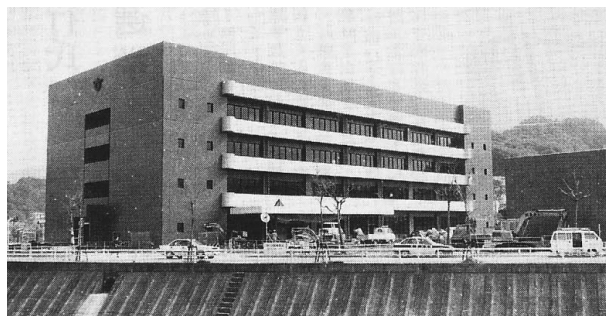
議長	脇川 重隆
副議長	中川 悟
議員	
田中 忠	濱口 繁一
山野 昭二	山下 和一
帯田 優	辻田 一三
山口 高弘	山道 義治
中西 楠一	川口 美人
橋本 希俊	古賀 愛
佐々木清明	内田 勝雄
林田 弘	西村 勇
柿田 貞美	坂井 俊則
内山 啓	松尾 信義
浅井 忠行	山本 芳雄

●主な出来事

昭和58年10月	高田南土地区画整理事業の条例を可決
59年3月	一般会計予算41億7,323万円を可決
4月	吉田安親町長再任(4期目)
6月	新庁舎建設と今後の土地利用計画に係る2つの特別委員会設置
60年3月	●一般会計予算43億9,977万円を可決 ●防災基金、体育文化振興基金条例を可決
9月	国保財政危機打開の意見書を可決
61年3月	一般会計予算59億9,352万円を可決
62年3月	一般会計予算74億5,417万円を可決



長与南小学校開校



新庁舎完成

●第6期(任期:昭和62年4月～平成3年4月)

消費税(3%)導入

●議員名簿 (定数 24 人)

議長	濱口 繁一
副議長	柿田 貞美
議員	
小林 明	竹中 悟
宗岡 順子	松尾 信義
佐々木清明	山口 高弘
西村 勇	橋本 希俊
辻田 一三	山野 昭二
林田 弘	山本 芳雄
内田 勝雄	浅井 忠行
古賀 愛	川口 美人
山道 義治	中西 楠一
山下 和一	田中 忠
帯田 優	中川 悟

●主な出来事

昭和62年12月	水道料金平均29.4%値上げ案を可決(63年4月から実施)
63年3月	●一般会計予算57億8,959万円を可決 ●町三役の給与、議員報酬引き上げ案を可決(一般議員報酬月額は18万5千円)
4月	●長与南小学校開校 ●吉田安親町長再任(5期目)
5月	役場新庁舎完成
平成元年3月	●一般会計予算63億2,958万円を可決 ●消費税導入に関わる17の条例改正案を可決
6月	都市環境整備、ふるさと活性化の2つの特別委員会設置
2年3月	●一般会計予算64億7,262万円を可決 ●町三役給与、議員報酬引き上げ案を可決(一般議員報酬月額20万円)
6月	基本構想、ふれあいと希望の森公園に関する2つの特別委員会設置
3年3月	一般会計予算79億7,690万円を可決

●第7期(任期:平成3年4月～平成7年4月)

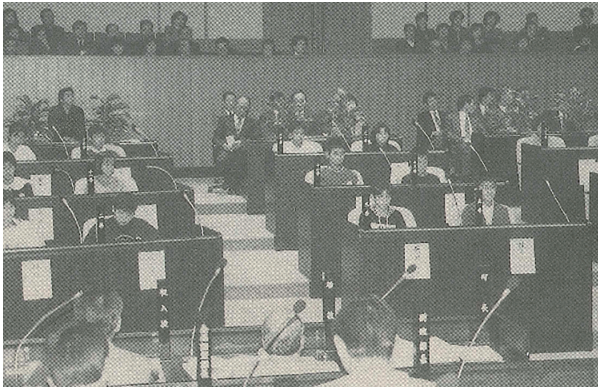
子ども議会25人が熱弁

●議員名簿 (定数24人)

議長	濱口 繁一
副議長	帯田 優
議員	
田嶋 好昭	森 泰三
渡部 克子	吉岡 清彦
中原 功	渡辺 章三
河野 龍二	小林 明
竹中 悟	宗岡 順子
葉山 利行	山口 高弘
佐々木清明	橋本 希俊
西村 勇	松尾 信義
山野 昭二	浅井 忠行
川口 美人	中西 楠一
古賀 愛	山下 和一

●主な出来事

平成3年6月	国土利用計画、ふれあいと希望の森公園に関する2つの特別委員会設置
9月	地方自治法の改正に伴い議会運営委員会設置
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●台風19号の災害復旧費2億734万円を承認 ●議会だより60号記念で町民9人による「申年・21世紀を語る」を開催
4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計予算91億3,317万円を可決 ●町三役の給与、議員報酬の引き上げ案を可決(一般議員報酬月額22万5千円)
4月	吉田安親町長再任(6期目)
12月	子ども議会を初開催。 小学生25人が「住みよい夢のある町づくり」を質問
5年3月	一般会計予算91億6,791万円を可決
6月	交通対策、水資源対策の2つの特別委員会設置
6年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計予算85億5,013万円を可決 ●町三役の給与、議員報酬の引き上げ案を可決(一般議員報酬月額24万円) ●国際交流特別委員会設置
5月	議会だより70号を記念し、ヨーロッパ研修参加町民10人と座談会開催
7年1月	新春企画、町内在住外国人4人と座談会開催
3月	一般会計予算87億5,243万円を可決



初めての子ども議会

平成4年12月、初めて子ども議会を開催しました。町内の5小学校から5人ずつ選出された子ども議員25人が、吉田安親町長に「住みよい夢のある町づくり」をテーマに質問しました。

町民体育館完成 (5年7月)



●第8期(任期:平成7年4月～平成11年4月)

議長が全国議長会会長就任

●議員名簿 (定数 24人)

議長	濱口 繁一
副議長	帯田 優
議員	
西田 敏	辻田 光昭
平田 章	古谷 東明
中川 勝秀	森 泰三
河野 龍二	田嶋 好昭
渡部 克子	吉岡 清彦
中原 功	渡辺 章三
竹中 悟	小林 明
宗岡 順子	葉山 利行
西村 勇	松尾 信義
浅井 忠行	古賀 愛
中西 楠一	川口 美人

●主な出来事

平成7年7月	濱口繁一議長第23代全国町村議会議長会会長に就任
12月	姉妹都市締結に係る特別委員会設置
8年1月	新春企画「大学開学、文化会館への夢・想い」と題し町民5人と座談会を開催
3月	●一般会計予算98億1,797万円を可決 ●町三役の給与、議員報酬の引き上げ案を可決(一般議員報酬月額は25万4千円)
4月	●高田中学校開校 ●吉田安親町長再任(7期目)
6月	米国ウェザースフィールド町と姉妹都市締結
9年1月	新春企画で町民6人と福祉問題座談会を開催
3月	一般会計予算88億9,018万円を可決
9月	行財政対策等、道路及び交通アクセス等2つの特別委員会設置
10年1月	新春企画で寅年生まれの町民7人と座談会開催
3月	●一般会計予算92億6,029万円を可決 ●議員報酬の引き上げ案を否決
11年3月	一般会計予算90億426万円を可決
4月	県立シーボルト大学(現県立大学シーボルト校)開学



濱口繁一 議長
全国町村議会議長会会長に就任



町民文化ホール完成(9年9月)

●第9期(任期:平成11年4月～平成15年4月)

揺れ動く市町村合併

●議員名簿 (定数 24 人)

議長	川口 美人
副議長	松尾 信義
議員	
田中 稔	成山 勝春
堤 理志	森山 泰夫
辻田 光昭	古谷 東明
中川 勝秀	西田 敏
平田 章	渡部 克子
吉岡 清彦	渡辺 章三
田嶋 好昭	森 泰三
中原 功	河野 龍二
宗岡 順子	葉山 利行
竹中 悟	西村 勇
浅井 忠行	古賀 愛

●主な出来事

平成11年 6月	介護保険西彼広域連合の設置議案可決
12月	老人福祉センター「丸田荘」完成
12年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 常任委員会による一般会計予算の連合審査を実施 ● 一般会計予算89億2,281万円を可決 ● 基本構想並びに土地利用対策等、都市環境等2つの特別委員会設置
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員報酬引き上げ案を可決(一般議員報酬月額は25万8千円) ● 第12代町長葉山友昭氏就任
6月	長崎県南部広域水道企業団設立
13年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会だより96号で全議員が「21世紀の夢を語る」 ● 長崎市と周辺11町による「長崎地域任意合併協議会」に参加
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初予算審査で連合審査を実施 ● 一般会計予算93億4,434万円を可決 ● サニータウン、まなび野への保育園新設に関する請願および農産物の緊急輸入制限発動を求める請願を採択
6月	議会だより編集特別委員会設置
12月	議会だより100号記念特別企画「先輩議員大いに語る」と題し、元議員5人による座談会を開催
14年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般会計予算93億7,989万円を可決 ● 市町村合併に関する特別委員会設置
9月	長崎地域任意合併協議会を脱退
12月	西彼3町(長与・時津・琴海) 合併協議会参加を決定
15年 3月	一般会計予算97億1,081万円を可決

合併を巡る動き

平成13年1月から、長崎市と周辺11町による「長崎地域任意合併協議会」に参加しましたが、翌年9月に脱退しました。

その後、長与町・時津町・琴海町による「西彼3町合併協議会」への参加を決定しました。約2年間協議を続けましたが、3町それぞれの思惑もあり、16年12月議会に合併協議会廃止案が提出され、賛成15、反対8で廃止を可決し、長与町は合併しないことを選択しました。



賛成多数で合併協議を進めるも...

●第10期(任期:平成15年4月～平成19年4月)

平成の大合併 町単独を選択

●議員名簿 (定数 24人)

議長	川口 美人
副議長	田嶋 好昭
議員	
春田 幸代	佐藤 昇
山口 経正	倉岡 隆宏
山口憲一郎	伊達 憲一
野中 健次	堤 理志
田中 稔	成山 勝春
森山 泰夫	中川 勝秀
平田 章	西田 敏
古谷 東明	渡辺 章三
中原 功	吉岡 清彦
河野 龍二	竹中 悟
西村 勇	松尾 信義

●主な出来事

平成16年 3月	● 一般質問に一問一答制導入 ● 一般会計予算92億8,470万円を可決
4月	葉山友昭町長再任(2期目)
12月	西彼3町合併協議会廃止議案を賛成15、反対8で可決。町単独を選択
17年 3月	● 一般会計予算93億4,200万円を可決 ● 議員定数等に関する特別委員会設置
11月	臨時議会で西彼中央衛生施設組合の解散議案を可決
12月	議員定数等に関する特別委員会が「4人削減案が多数」と報告
18年 1月	議長交際費を議会だよりで公表開始
3月	● 一般会計予算96億5,041万円を可決 ● 議員発議による議員定数を20人とする条例改正案を賛成18、反対5で可決(次期選挙から適用)
6月	● 議会ホームページ開設 ● 介護保険西彼広域連合の解散議案を可決(町単独運営を選択)
9月	庁舎ロビーのテレビで議会放映開始
12月	不正経理(預け・書替)問題で「再調査報告の決議」を可決
19年 3月	一般会計予算95億8,775万円を可決



議会

[: 議会の役割](#) [詳細](#)
[: 議員名簿](#) [詳細](#)

[: 本会議と委員会](#) [詳細](#)
[: 委員会名簿](#) [詳細](#)

[: 議会のながれ](#) [詳細](#)
[: 本会議・委員会の日程](#) [詳細](#)

[: 議会傍聴](#) [詳細](#)
[: 議案の審議結果](#) [詳細](#)

[: 請願・陳情手続き](#) [詳細](#)
[: 会議録](#) [詳細](#)

[: 議場・議席](#) [詳細](#)
[: 議会だより](#) [詳細](#)

[: 議長・副議長](#) [詳細](#)

議会ホームページ開設

●第11期(任期:平成19年4月～平成23年4月)

暴力根絶決議を可決

●議員名簿 (定数 20人)

議長	西田 敏
副議長	山口 経正
議員	
喜々津英世	西岡 克之
岩永 政則	野中 健次
春田 幸代	佐藤 昇
山口憲一郎	伊達 憲一
堤 理志	森山 泰夫
田中 稔	中川 勝秀
古谷 東明	河野 龍二
吉岡 清彦	田嶋 好昭
渡辺 章三	竹中 悟

●主な出来事

平成19年 5月	長崎市長銃撃殺害事件を受け「暴力根絶決議」を可決
12月	ごみ処理場建設に伴う3候補地調査のため特別委員会設置
20年 3月	一般会計予算92億7,634万円を可決
4月	葉山友昭町長再任(3期目)
12月	町長が「ごみ処理場建設予定地を白紙」と表明したため、ごみ処理場建設に伴う特別委員会調査を終結
21年 3月	一般会計予算98億6,192万円を可決
9月	議案に対する議員の賛否を議会だよりで公表開始
22年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計予算104億3,318万円を可決 ●町長が「ごみ処理場建設用地は斉藤郷池堂地区」と表明 ●「ヒロシマ・ナガサキ協定書」のNTP再検討会議での採決に向けた取組を求める意見書を可決
23年 3月	一般会計予算122億4,468万円を可決

議会が決議

暴力は許さない!

4月17日に伊藤一長長崎市長が狙撃殺害されるという
凶悪な事件が発生しました。

長与町議会では5月2日の臨時議会において
「暴力根絶に関する決議」を
全会一致で可決しました。

暴力根絶に関する決議

去る4月17日、伊藤一長長崎市長が、長崎市内において狙撃、殺害されるという凶悪な事件が発生したことは、痛恨の極みであり、強い怒りと憤りを禁じ得ない。

今回の事件は、市長選に立候補した現職の市長が、選挙期間中に銃撃され、死に至るという前代未聞の事態となった。犯人の愚かで卑劣極まりない行為は、民主主義に対する重大な挑戦であり、いかなる理由があろうとも断じて許されるものではない。

また、銃などの所持が厳しく規制されているにもかかわらず、平成2年の本島前市長狙撃事件に続く市街地での拳銃使用による事件の発生など、暴力に訴える襲撃事件が起きていることは、平穏な市民社会を脅かす極めて憂慮すべき事態である。

よって、本町議会は、かかる事件が二度と繰り返されないよう関係当局の断固たる措置を強く求めるとともに、いかなる暴力行為も許さない社会環境の醸成に努め、安心して生活できる社会の実現に向け、厳正なる決意をもって臨むことを表明する。

以上、決議する。

平成19年5月2日

長 与 町 議 会

ながよ議会だより No.122 16

暴力根絶決議

●第12期(任期:平成23年4月～平成27年4月)

住民直接請求で議員定数削減

平成23年の町議選は初めて無投票となりました。このため、住民団体から定数削減を求める請願の提出をはじめ、議員削減を求める署名活動・直接請求もあり、町政や議会への関心が高まり、同時に議会内でも議会改革の機運が高まる契機となりました。

●議員名簿 (定数20人)

議長	山口 経正
副議長	岩永 政則
議員	
饗庭 敦子	安部 都
内村 博法	分部 和弘
安藤 克彦	金子 恵
川井 哲雄	森 謙二
西岡 克之	喜々津英世
佐藤 昇	野中 健次
山口憲一郎	堤 理志
西田 敏	河野 龍二
吉岡 清彦	竹中 悟

●主な出来事

平成23年9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員定数の削減を求める請願は、反対13で不採択 ● 議会改革および行財政対策等の2つの特別委員会設置
24年3月	一般会計予算118億8,666万円を可決
4月	第13代町長吉田愼一氏就任
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 野中健次議員死去 ● 第1回議会に対する町民の意識調査を実施
9月	住民団体から提出された「議員定数16人の条例改正請求書」を町長受理
10月	町長は議員定数を16人とする条例改正案を提出。賛成11、反対7で可決(次期選挙から適用)
12月	議会フェイスブック開設
25年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般会計予算112億1,399万円を可決 ● ユーストリーム利用の議会放映開始 ● 議会議員政治倫理条例を可決 ● 議会基本条例素案に対するパブリックコメント実施 ● 議会基本条例素案を議会だよりに掲載
9月	議会基本条例を全会一致で可決
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 傍聴者に一般質問通告書写配布 ● 議会改革推進、賑いのまちづくりの2つの特別委員会設置
26年1月	第1回議会報告会開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般会計予算122億1,187万円を可決 ● 傍聴者への議案書貸出開始 ● 議会広聴特別委員会設置 ● 町長施政方針で「図書館建設用地は榎の鼻区画整理地」と表明
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会ホームページリニューアル ● 第1回住民懇談会開催
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 長崎がんばらんば国体少年女子ソフトボール競技開催 ● 長崎がんばらんば大会フットベースボール競技開催 ● 第2回議会報告会開催 ● 長崎県南部広域水道企業団解散
27年1月	議会だより149号全国町村議会広報コンクールで奨励賞受賞
3月	一般会計予算117億3,982万円を可決



全国コンクールで奨励賞受賞
(149号)

●第13期(任期:平成27年4月～平成31年4月)

施設使用料徴収で紛糾

●議員名簿 (定数 16人)

議長	内村 博法
副議長	山口憲一郎
議員	
浦川 圭一	中村 美穂
安部 都	饗庭 敦子
安藤 克彦	金子 恵
分部 和弘	西岡 克之
岩永 政則	喜々津英世
堤 理志	河野 龍二
吉岡 清彦	竹中 悟

●主な出来事

平成27年 4月	クリーンパーク長与(ごみ焼却施設)完成
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●議長志願者4人、副議長志願者2人が議場において初めて所信表明を行い選挙を実施 ●常任委員会を再編。広報広聴常任委員会を新設
9月	ふるさと創生まちづくり特別委員会設置
10月	第3回議会報告会開催
11月	第2回住民懇談会開催
12月	会議へのタブレット等持ち込み利用開始
28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回議会に対する町民の意識調査を実施 ●新図書館用地購入議案を賛成多数で可決 ●一般会計予算121億672万円を可決
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●吉田愼一町長再任(2期目) ●議案書をホームページで公開
9月	議員報酬に関する特別委員会設置
12月	公共施設使用料を徴収する条例改正案を賛成13、反対2で可決(29年4月から適用)
29年 1月	第4回議会報告会開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計予算122億130万円を可決 ●公共施設使用料の4月施行延期を求める請願を賛成3、反対11、棄権1で不採択
6月	議員政治倫理条例に係る特別委員会設置は賛成11、反対3、除斥1で可決
7月	第3回住民懇談会開催
9月	議員辞職勧告決議が提出され賛成6、反対8、除斥1で否決
10月	第5回議会報告会開催
30年 3月	一般会計予算122億5,454万円を可決
5月	第6回議会報告会(ワークショップ方式)開催
6月	議員政治倫理条例全部改正案を全会一致で可決
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回議会基本条例の自己評価・検証を実施 ●議会50周年記念事業特別委員会設置
12月	議員報酬(期末手当)引き上げ案を全会一致で否決
31年 2月	議場放送システム(カメラ、モニター機器他)改修工事完成



施設使用料徴収で意見続出(第4回議会報告会)



ワークショップ方式で開催(第6回議会報告会)

第2部 議会基本条例と議会の活動

前進する議会改革

平成25年9月に、議会および議員の活動を町民の皆さまにご理解いただくため、長与町議会基本条例を制定しました。

この条例に沿って活動状況を紹介します。

第1章：総則

第1条は、議会および議員の責務、活動原則など基本的事項を定め、町民の負託に的確に応えることで、豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与することを目的としています。

第2条は、「この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例を遵守し議会運営を図るとともに、この条例の趣旨に反する条例等を制定してはならない」と規定しています。

条例に沿った議会改革を進めるために、各種要綱および規程、要領を制定しています。

第2章：議会及び議員の活動原則

第3条議会の活動原則は、議会が果たすべき役割と責任を明記し、条例制定の目的を達成するための基本的な活動原則を定めています。

第4条議員の活動原則は、議会の活動原則を踏まえ、議員の責務、基本的姿勢、自己の能力を高めるための不断の研さんに努めることなどを定めています。

議会および議員の調査・研修活動状況は、第6章（16～17ページ）に記載しています。

1. 正副議長志願者の所信表明

第5条は、議長および副議長の選出過程の透明性確保、町民への説明責任を果たすことを目的に、初議会において所信表明の場を設けることを規定しました。これを実施するため「正副議長志願者の所信表明実施要領」を制定しています。

条例制定後、初めての所信表明は、平成27年5月の初議会の議場において、議長志願者4人、副議長志願者2人が所信表明を行いました。この模様は、インターネットによりライブ中継と録画で配信し、また、議会だより154号にも所信の記事を掲載しました。

第3章：町民と議会の関係

第6条は、「町民とともに」を基軸として、より開かれた議会を目指して、積極的な情報公開を進めることなどを定めています。本会議や各委員会の開催状況は以下のとおりです。

1. 会議の開催状況

●平成30年定例会開催状況

区分	会期日数（日）				議案 （本）	報告 （本）	一般質問		傍聴者 （人）	
	本会議	委員会	休会	計			議員数	項目		
定例会	3月	5	7	6	18	38	2	11	23	70
	6月	5	3	2	10	10	8	11	22	42
	9月	5	8	5	18	17	1	12	20	51
	12月	5	4	2	11	8	1	11	26	53
計	20	22	15	57	73	12	45	91	216	

● 平成30年委員会等の開催状況

委員会名	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	計(日)
議会運営委員会	6	8	8	2	24
総務文教常任委員会	7	4	8	3	22
産業厚生常任委員会	5	2	2	1	10
議会広報広聴常任委員会	4	5	3	6	18
全員協議会	3	4	3	10	20
計	25	23	24	22	94

● 特別委員会の開催状況

委員会名	調査目的	調査回数	調査報告要旨
<p>平成27年 9月設置</p> <p>ふるさと創生 まちづくり 調査特別委員会 (議長を除く全議員)</p>	<p>①まち・ひと・しごと 創生総合戦略</p> <p>②第9次総合計画</p> <p>③公共施設等総合管理計画</p> <p>④その他ふるさと創生 まちづくりに関すること</p>	<p>27年度6回 28年度5回 29年度1回</p>	<p>公共施設等総合管理計画及び個別施設計画は、財政状況を考慮しながら策定されると思うが、議会も注視する。</p>
<p>平成28年 9月設置</p> <p>議員報酬に関する 調査特別委員会 (議長を除く全議員)</p>	<p>①議員報酬に関すること</p> <p>②費用弁償に関すること</p>	<p>28年度6回 29年度1回 公聴会 講演会開催</p>	<p>県内の市町および全国31類似団体と比較調査を実施。報酬は平成12年4月以降改正がないが、議員報酬問題をタブー視することなく議論されることを期待する。</p>
<p>平成29年 6月設置</p> <p>議員政治倫理条例に係る調査特別委員会 〔議長・当該議員を除く全議員〕</p>	<p>①給食米を巡る新聞報道 実態把握</p> <p>②議員政治倫理条例に基づく調査</p>	<p>29年度6回</p>	<p>報道された教育長の「町議の影響がなかったと言えようそになる」発言は教育次長の発言。教育長は「ぶれた対応で不適切だった」と説明。その他の報道内容は事実と確認された。 政治倫理条例に抵触するかについては意見が分かれた。</p>
<p>平成30年 9月設置</p> <p>議会50周年 記念事業 特別委員会 (議長を除く全議員)</p>	<p>①議会50周年記念事業 の実施検討</p>	<p>30年度4回</p>	<p>財源など検討すべき問題も多くあり、記念行事を含め委員会として意見の一致はできなかった。</p>

2. 本会議・委員会の傍聴

- ① 第6条第1項で、「議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等、すべての会議は原則公開する」と規定し、開催するすべての会議は公開しています。例外として、地方自治法第115条第1項の規定により、個人情報保護するなど一般住民に公開することが不適当とされる場合は、議決により秘密会とすることもあります。
- ② 傍聴規則で、傍聴人に守っていただく事項を定めていますが、お気軽にお越しください。
- ③ 平成30年の本会議の傍聴者数は216人でした。詳細は11ページに記載しています。

3. 議会映像の配信

本会議の様子は、インターネットによりライブ中継と録画中継で配信しています。議会ホームページの「[議会中継](#)」を[検索](#)しご覧ください。また、長与町役場ホームページからも検索できます。

ライブ中継 定例会の本会議開催中は、議会のライブ映像（生中継）を配信しています。

録画中継 平成26年9月議会以降の録画映像をご覧ください。

4. 会議録の公開

会議録は5部作成し、閲覧用として各公民館、図書館などに1部を配置しています。

平成29年度 会議録作成費	会議録作成支援 システム使用料	パート賃金 (2人分)	○会議録は、議会ホームページでも公開しています。 ○印刷費は含まれていません。
	1,425,600円	881,640円	

5. 公聴会・参考人制度

第6条第2項は、専門的知見の活用、公聴会制度および参考人制度を十分に活用することを規定しています。

12ページに記載の議員報酬に関する調査特別委員会においては公聴会を開催し、公募による町民2人のご意見を拝聴しました。

専門的知見の活用面では、山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授を招へいし、「議員報酬を取り巻く情勢と課題」と題して、住民も参加した講演会を開催しました。



江藤教授による講演会

6. 請願・陳情

第6条第3項は、請願および陳情の審査について規定しています。

平成29年4月からの公共施設使用料の徴収問題が大きな関心を集めました。直前の3月議会にスポーツ団体から徴収の延期を求める請願が提出されました。

請願は総務文教常任委員会に付託され、委員会では請願者5人、紹介議員2人を招致し慎重に審査した結果、不採択としました。本会議においても反対多数で不採択としました。

このように町民の皆さまは、町政への要望や意見、または国・県などに対する要請などを請願や陳情という形で、議会に対し、文書で提出することができます。

手続きなどの詳細については、26ページに記載しています。

●平成28年度以降の請願・陳情

定例会	請願・陳情内容	請願者	議会の対応
29年 第1回	公共施設使用料の 4月施行の延期を 求める請願 〔公共施設使用料の 4月1日からの徴収 を延期すること〕	<ul style="list-style-type: none"> ●ターゲット バードゴルフ協会 ●グラウンド ゴルフ協会 ●ラグビー協会 ●ゲートボール協会 ●サッカー協会 以上の5協会代表者	3月22日、総務文教委員会で紹介議員および請願団体代表5人を招致し審査を行い、不採択とした。 24日の本会議で討論を経て採決を行った結果、賛成3、反対11、棄権1で不採択とした。
30年 第1回	難病医療費助成制度の 改善を求める請願 〔難病医療費の 診断書料金の 補填制度創設と 新規認定等への 公費助成を求める〕	長崎県保険医協会	3月16日、産業厚生委員会で紹介議員および参考人2人を招致し審査を行い、採択した。 23日の本会議で討論を経て採決を行った結果、賛成12、反対3で採択した。

※議会对応の詳細については、会議録若しくは報告書をご覧ください。

7. 議会報告会・住民懇談会の開催

第7条の規定により、議会報告会、住民懇談会を開催しています。報告会および懇談会の結果は、報告書を作成し、全員協議会で確認の上、議会ホームページで公開しています。

町政に関する提言で重要なものは、町長に回答を求めることを要綱に規定しています。

30年度は「今後の長与町のまちづくり」をテーマにワークショップ方式で行い「長与町の良いところ、改善したいところ」などについて意見を申し出ました。その後全体会でグループ報告を行い、参加者全員が「ながよの未来」について話し合いました。

●平成29年度～30年度議会報告会開催実績

開催年月日	会場	出された質疑・要望	参加者
29年 10月21日	長与町公民館	①高田南土地区画整理事業問題について ②健康ポイント制について ③給食米を巡る特別委員会の対応について	20人
	高田地区公民館	①国保事業の県への移行について ②健康ポイント制について ③高田保育所上の公有地売却について	22人
30年 5月23日	長与北部地区 多目的研修集会 施設	①幸福度日本一の重点施策について ②乗り合いタクシー問題について ③高田南土地区画整理事業 PFI について	12人
30年 5月24日	長与南交流 センター	①高田南土地区画整理事業 PFI について ②ゴミ収集およびゴミ袋問題について ③議員活動と議員報酬問題について	11人

● 平成 29 年度住民懇談会

開催年月日	団体名(テーマ)	会場	意見・要望	参加者
29年 7月4日	長与町学童保育 連絡協議会 〔学童保育に ついて〕	長与町 役場	学童クラブ10団体のうち7団体が参加。各クラブの現状報告を聞き、意見交換を実施した。「ひとり親世帯は、働くためには子どもを学童クラブに預けなければならない。支援策を講じてほしい」などの要望が出された。	団体28人 議員14人

※平成30年度……実績はありませんでした。



議会報告会（長与町公民館）



学童保育連絡協議会と意見交換

第4章：議会及び議員と執行機関の関係

第8条は、議会と執行機関が互いに緊張感を持ち、切磋琢磨する議会を目指すため、一般質問などを定めています。

1. 一般質問

- (1) 一般質問は、行財政全般にわたる議員主導による政策論議であり、議員にとって住民から重大な関心と期待を持たれる意義ある発言の場です。議員の持ち時間は1時間で、会期の前半（2～4日目）に行います。
- (2) 一般質問は、議員および執行機関とも十分な準備が必要であることから、質問事項・質問の要旨は事前通告制を採用しています。
- (3) 一般質問では論点を明確にするため、平成16年3月から「一問一答制」を採用しています。
- (4) 質問通告書は、一般質問の期間中は議場の傍聴者入り口に配置しています。傍聴者は通告書を見ながら傍聴することができます。また、議会ホームページでも公開しています。
- (5) 平成30年は質問議員45人、質問項目は91項目です。詳細は11ページに記載しています。

2. 反問権

議員からの質疑・質問に対し、趣旨、内容および背景や根拠の確認を逆質問できる反問権を執行側に付与しています。

第9条は、予算および決算、政策などの審査に当たっては、執行側に政策説明資料の提出を求めることなどを定めています。

第10条は、監視機関としての議会の役割を果たすため、適正な措置を講ずる旨を定めています。

第5章：自由討議の充実

第11条自由討議の充実は、議案の審議および審査において論点を整理し、議員間の理解を深めることで、議決責任および説明責任を果たすことができるとして、規定しています。

第12条政策討論会は、町政の重要な課題に対して議員間で討論会を開催し、論点を整理し、政策立案・政策提言につなげることを目指すため定めています。

平成30年9月に実施した議員による自己評価では、「今後努力を要する」との意見が多く、今後の議会運営の課題ともいえます。

第6章：議会及び議会事務局の体制整備

第13条は議員研修の充実、第14条は議会事務局、第15条は広報広聴機能の充実、第16条は調査機関の設置を規定しています。

この章は第13条および第15条について記載しています。

1. 調査・研修活動

議会は、町政の課題などに対し調査・研修を実施しています。参加した議員は報告書を提出します。報告書は全員協議会で報告し、全議員で情報を共有することで、その後の委員会審査および一般質問に生かしています。報告書は議会ホームページでも公開しています。

(1) 調査・視察（平成30年度）

委員会名	調査日	調査場所	調査項目
総務文教	6月27日	大阪府豊中市	学校給食に関すること
	6月28日	滋賀県長浜市	交通対策について
	6月29日	奈良県宇陀市	定住促進、空き家対策に関すること
産業厚生	5月15日	千葉県船橋市	高度処理取組までの経緯と現状について
	5月16日	千葉県佐倉キノコ園	6次産業の取組と現状について
	5月17日	広島県江田島市	6次産業の取組と現状について
広報広聴	7月3日	群馬県玉村町議会	議会だよりの編集について
	7月4日	長野県松本市議会	議会広聴・市民交流の取組について
	7月5日	長野県飯綱町議会	広報モニター・政策サポーター制度について
議会運営	8月1日	神奈川県南足柄市議会	議会改革、議会ICT化について
	8月2日	埼玉県嵐山町議会	議会活動と住民参加について
	8月3日	東京都町田市議会	議会改革、ICT化、議員間自由討議について

(2) 研修会 (平成30年度)

開催年月日	研修会名	開催地	対象議員	参加議員
30年 4月25日 ～26日	市町村議会議員研修会 演題：自治体決算の基本と実践 講師：関西学院大学教授 稲沢 克祐氏	滋賀県	1人	1人
5月28日	平成30年度 全国町村議会議長・副議長研修会 ①町村議会議員の報酬のあり方（報告） ②町村議会のあり方に関する研究会報告 講師：山梨学院大学教授 江藤 俊昭氏	東京都	正副議長	2人
7月2日	長崎県下町村議会議員研修会 ①演題：地方議会をめぐる諸課題について 講師：元都道府県 議会議長会事務局長 内田一夫氏 ②演題：政治・経済展望と日本の将来 講師：政治アナリスト 伊藤 惇夫氏	長崎市	全議員	14人
7月25日 ～26日	市町村議会議員研修会 演題：自治体決算の基本と実践 講師：関西学院大学教授 稲沢 克祐氏	滋賀県	1人	1人
8月22日 ～24日	市町村議会議員研修会 演題：地方財政制度の基本と自治体財政 講師：関西学院大学大学院 教授 小西 砂千夫氏	滋賀県	1人	1人
8月28日	委員長研修会 ①演題：自民党総裁選の情勢と 安倍首相3選後の政権運営 講師：政治ジャーナリスト 泉 宏氏 ②演題：人口減少社会に期待される 議会と委員会の役割 講師：元早稲田大学大学院 教授 片木 淳氏	長崎市	全議員	16人
9月26日	議会広報研修会 ①演題：住民に読まれ、議会活動が伝わる ～議会広報の基本と編集～ ②議会広報のクリニック 講師：議会広報サポーター 芳野 政明氏	長崎市	議会広報 広聴委員	8人
10月19日	西彼杵郡町議会正副議長会議員研修会 演題：セクシャルハラスメントと パワーハラスメントについて 講師：元活水女子大学教授 土居 隆子氏	長崎市	全議員	16人
10月29日	議長・副議長及び事務局長研修会 ①演題：夢をかたちに 講師：長崎県副知事 平田 研氏 ②演題：防災・減災と議会の役割 講師：防災・危機管理アドバイザー 山村 武彦氏	長崎市	正副議長	2人
31年 1月21日	長与町議会議員研修会 演題：介護予防について 講師：長崎県長寿社会課 重野 智子氏	長与町	全議員	16人

2. 広報・広聴活動

第15条は、町民と議会の関係構築に必要な広報・広聴活動について定め、活動の充実強化に努めています。

(1) 長与町議会だよりの発行

議会だよりは、定例会の翌月中旬に発行しています。編集は広報広聴委員8人が担当し、議案の審議・審査の経過や結果、一般質問の内容などについて記載しています。

議会情報の公開に当たっては、活動状況を町民の皆さまに分かりやすく、読みやすい議会だよりにすることを目指して、視察・研修を実施し、さらには議会広報モニター制度も設けています。

● 議会だよりの発行状況

発行日	号	頁数	発行部数
平成30年4月17日	165	24	14,000
平成30年7月18日	166	20	14,000
平成30年10月17日	167	24	14,000
平成31年1月18日	168	16	14,000

○議会だよりは、各自治会のご協力で加入全世帯に配布しています。

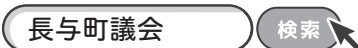
○公民館などの公共施設にも配置しています。

○発行経費は、年間約145万円です。

(2) 長与町議会ホームページの開設

① ホームページは、次の分類で整理しています。

HPアドレス：<http://webtown.nagayo.jp/gikai/index.html>



議会の概要	議員名簿、議会の構成、町議会のしくみ
本会議・委員会	会議の日程、議案、一般質問、委員長報告、委員会視察報告
会議の結果	会議の審議結果、意見書・決議、議案の賛否表
会議録	本会議、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の会議録
広報広聴	議会だよりの発行、議会報告会等に関すること、フェイスブック記事
議会中継	本会議のライブ中継・録画中継を配信
各種手続き	議会傍聴、請願・陳情、住民懇談会の手続き
議会改革	議会改革の歩み、制定した条例、要綱、規程、要領
議員研修報告	研修に参加した議員の研修報告書
その他	キッズページ、長与町例規集、議会カレンダー



HPQRコード

② 議会ホームページへのアクセス数は月平均196件です。フェイスブックのいいねは31年2月末で420件です。

ホームページにアクセスして、議会の情報を検索し、ご活用ください。

(3) 議会広報モニター制度

平成30年1月に「長与町議会議会広報モニター設置要綱」を制定しました。制度の概要は27ページに記載しています。

モニターは、9人の皆さまに委嘱しています。10月に第1回モニター会議を開催し、①追跡記事の掲載 ②書体の工夫 ③ツイッター活用の広報活動など、貴重な提言をいただきました。今後の編集に生かします。



第1回モニター会議

第7章：議員の政治倫理、身分及び待遇

第17条は議員の政治倫理、第18条は議員定数、第19条は議員報酬について定めています。議員定数及び議員報酬の改正は、議会および議員側でも提案できると定めています。

1. 政治倫理

平成25年3月に、議員が遵守すべき政治倫理基準などを定めた「長与町議会議員政治倫理条例」を制定しました。その後、「町民の役割」「請負等に関する遵守事項」「議会の措置」などの追加と見直しを行い、平成30年6月に全部改正しました。手続きなどの詳細を定めた条例施行規程も改正しました。なお、平成29年度に設置した議員政治倫理条例関係の特別委員会の開催状況は、12ページを参照ください。

2. 議員定数

長与町議会議員定数条例に定める定数16人（現議員数16人）

時期	昭和42年選挙時	昭和50年選挙時	平成19年選挙時	平成27年選挙時
定数	18人	24人	20人	16人
人口	12,511人	19,886人	42,207人	42,418人

※人口は、選挙年の前年度末の数値です。

3. 議員報酬

(参考)

区分	報酬	町長本俸比	区分	給料
議長	343,000円	40.0%	町長	857,000円
副議長	286,000円	33.3%	副町長	691,000円
委員長	271,000円	31.6%	教育長	651,000円
議員	258,000円	30.1%		

- (1) 議員報酬の改正状況は、第1部「議会50年の歩み」の主な出来事欄に記載しています。議員報酬額は、平成12年4月1日に改正され、現在に至っています。
- (2) 議員報酬は、通常は町長が長与町特別職報酬等審議会の答申を経て、報酬の条例改正案を上程し、議会の議決を経て改正されます。
- (3) 全国町村議会議長会では、「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」において検討されており、平成30年3月に中間報告がなされています。

全国31の類似団体との議員報酬等比較

総務省が公表している資料に基づき、人口規模（35,000人以上、50,000人未満）、産業別就業人口の構成比などで類似する団体比では、以下のとおりとなっています。

● 報酬等比較表（平成28年度「議員報酬に関する調査特別委員会」調査時の数値）

項目	長与町議会	31団体平均	4万人以上平均	4万人未満平均
議員数	16人	17人	17人	17人
首長給料	857,000円	809,986円	818,267円	801,706円
報酬	議長	343,000円	359,310円	365,933円
	副議長	286,000円	298,215円	301,867円
	議員	258,000円	274,904円	276,933円

第8章：災害時の対応

第20条は、本町において災害が発生し、長与町災害対策本部が設置された場合、議会および議員が迅速かつ適切な対応を図るため「長与町議会災害対応要綱」を制定しています。要綱制定後、毎年度、災害時の対応および危機管理に関する研修を行っています。

● 平成29年度～30年度の開催実績

開催年月日	研修テーマ	講師	参加議員
29年10月11日	①煙体験ハウスでの訓練 ②長与町の火災、消防団について	役場地域安全課職員	16人
30年12月19日	急傾斜地崩壊危険箇所及び 土石流危険渓流地の現地確認等	役場土木管理課および 地域安全課職員	16人



煙体験ハウスでの研修

1. 要綱の見直し

近年、地震による災害、豪雨災害など、いわゆる想定外と言われる災害が頻発しています。

災害対応要綱は、平成24年12月に制定したのですが、対策本部の設置および任務、議員の対応などについて整理する必要があると、議会運営委員会で見直しを行っています。

第9章：見直し手続

第21条第1項で、議会運営に係る不断の評価と改善を行うことを規定しています。

1. 自己評価

平成30年9月、条例制定後2回目の「長与町議会基本条例自己評価・検証」を行いました。これは議会活動および議員活動において、条例に規定する各条項を遵守し、実践しているかを議員自身が評価・検証するもので、評価は4分類で行いました。

2. 評価結果

自己評価・検証の結果、「通常の議員活動や議会報告会・住民懇談会で得た意見、政策課題などが、政策提言および政策立案まで至っていない」などの意見が寄せられました。

これらの意見に係る対応策については、議会運営委員会協議し、平成30年12月の全員協議会で説明し、了承を得ました。

その他の評価が低かった項目は、今後、議会運営委員会協議し、全員協議会での協議を踏まえて改善し、取り組む予定です。

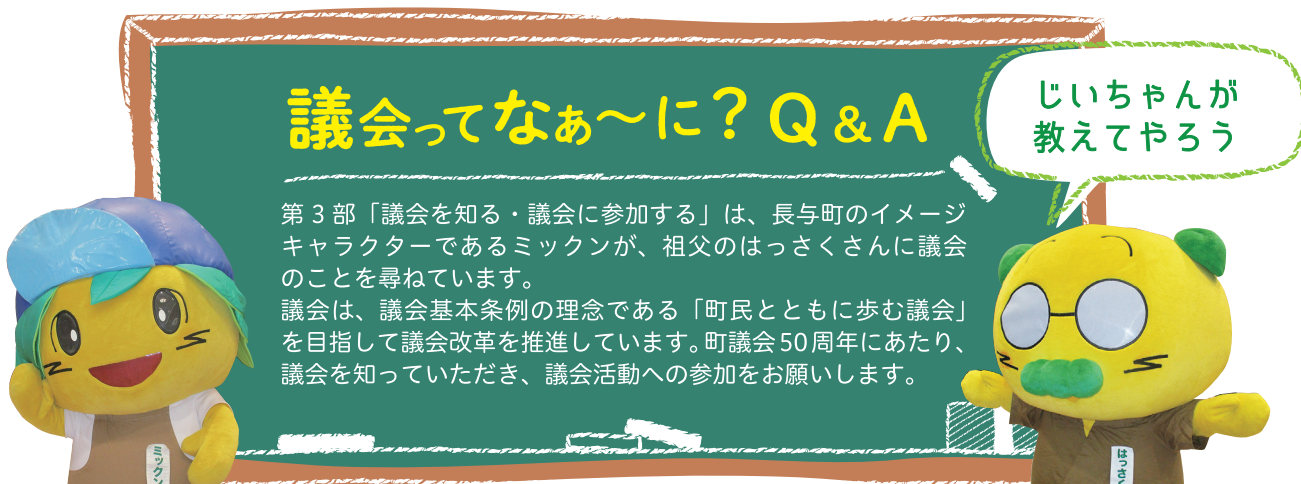
議会改革の歩み（平成16年3月～27年3月）

従来から各種議会改革を行っています。平成16年以降のものについて紹介します。

年 月	改革事項
16年 3月	一般質問に「一問一答制」を導入
18年 1月	議長交際費を議会だよりで公表開始
21年 9月	議案に対する議員の賛否を議会だよりで公表開始
23年 9月	長与町議会改革等調査特別委員会を設置 議会基本条例、議員政治倫理条例、議員定数、会派制、その他を調査
24年 9月	委員会を原則公開
12月	長与町議会災害対応要領を制定（現在は要綱に改正）
	長与町議会公式フェイスブックページを開設
25年 3月	ユーストリームによる議会放映の配信を開始
	長与町議会議員政治倫理条例 （議員が遵守すべき政治倫理基準など）を制定
9月	長与町議会基本条例 （前文および全21条からなる議会の最高規範）を制定
11月	長与町議会報告会実施要綱を制定
	長与町議会反問に関する要綱を制定（執行側に反問権を付与）
12月	傍聴者へ一般質問通告書の写し配布を開始
	長与町議会改革等調査特別委員会は委員会28回、 小委員会17回で調査終了
	長与町議会改革推進調査特別委員会を設置 議会基本条例に伴う議会改革のさらなる推進のための調査
26年 1月	第1回議会報告会開催（5会場で84人参加）
3月	傍聴者へ議案書貸出を開始
	長与町議会住民懇談会実施要綱を制定
	長与町議会広聴調査特別委員会を設置 議会基本条例に定める議会の広聴機能の充実を図るための調査
4月	長与町議会ホームページをリニューアル
	第1回住民懇談会を開催（長与町学童保育連絡協議会27人参加）
6月	長与町議会における議案書等の公開に関する要綱を制定
10月	第2回議会報告会開催（2会場で38人参加）
12月	正副議長志願者の所信表明実施要領の制定
27年 2月	長与町議会政策討論会に関する要綱を制定
3月	長与町議会改革推進調査特別委員会は委員会9回、 小委員会15回で調査終了
	長与町議会広聴調査特別委員会は9回開催し調査終了

議会改革の歩み（平成27年5月～31年2月）

年 月	改革事項
27年 5月	初議会の議場で、議長志願者4人、副議長志願者2人が所信表明を実施
	常任委員会を2委員会に再編。 議会広報広聴常任委員会（8人）を新設
6月	議会基本条例研修会 （議会基本条例の規定に基づく選挙後の研修会）開催
10月	第3回議会報告会開催（1会場で18人参加）
11月	第2回住民懇談会開催（長与町の新しい図書館を想う会18人参加）
12月	会議におけるタブレット等の利用を開始（個人所有物の利用を認めた）
28年 4月	議会ホームページで議案書の公開を開始 定例会初日の議案上程後に公開
	長与町議会答弁事項の対応状況報告実施要綱を制定
5月	長与町議会議員研修要綱を制定
	自由討議実施要綱を制定
9月	長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会を設置 議員報酬、費用弁償、期末手当等の調査
10月	陳情の取扱いは議会運営委員会で審議して決定
12月	傍聴者への手話通訳、要約筆記の周知の充実
29年 1月	第4回議会報告会開催（3会場で87人参加）
6月	長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を設置 給食米を巡る新聞報道の事実関係等の調査
7月	第3回住民懇談会を開催（長与町学童保育連絡協議会28人参加）
9月	長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会は6回開催で調査終了
10月	第5回議会報告会開催（2会場で42人参加）
12月	長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会は7回開催で調査終了
30年 1月	長与町議会議会広報モニター設置要綱の制定
5月	第6回議会報告会開催（2会場で23人参加）
6月	長与町議会議員政治倫理条例の全部改正の実施 町民の役割、請負等に関する遵守事項、議会の措置等追加、 その他の改正
	議会改革度調査2017で、全国1,318議会中52位にランクアップ
9月	本会議のライブ中継をユーチューブに変更
	長与町議会議員政治倫理条例逐条解説版を策定 長与町議会議員政治倫理条例施行規程を制定
31年 2月	議場放送システム（カメラ、モニター機器他）改修工事完成



じいちゃんが
教えてやるう

議会ってなあ〜に? Q&A

第3部「議会を知る・議会に参加する」は、長与町のイメージキャラクターであるミックンが、祖父のはっさくさんに議会のことを尋ねています。

議会は、議会基本条例の理念である「町民とともに歩む議会」を目指して議会改革を推進しています。町議会50周年にあたり、議会を知っていただき、議会活動への参加をお願いします。

議会の役割

Q 議会ってどんなところ？

A 長与町をどんな町にするか、何が必要かなどを話し合う、大事な場なんじゃ。

長与町を住みよい町にするためには、生活環境の整備、福祉や教育など公的サービスの充実が求められます。これらの課題に対処するため、町民が、町長や議員を選挙で選びます。

地方自治法では、町長に執行権、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、適正で効率的な行財政運営を目指すとしてされています。議会の使命は、次の2つが挙げられます。

- 第1は、町の政策などを最終的に決定する機関であること。
- 第2は、議会が決定した政策などを執行機関が適法・適正に、しかも、公平・効率的、かつ民主的に行っているか監視する機関であること。

町長および議会は住民福祉の向上に努める責任があり、その結果については、ともに住民に責任を負う制度になっています。

Q 誰が話し合っているの？

A 選挙で選ばれた町長や議員が、町民の代表として、町を良くするための話し合いをしており、とても責任のある仕事なんじゃ。

議員の数・任期

Q 議員さんは何年するの？

A 4年ごとに選挙で選ぶんじゃ。大事なことを決める議員を選ぶ選挙は大切なんじゃ。

議員数は、議員定数条例で16人としています。任期は、地方自治法で4年と定められています。議員は、25ページに記載する常任委員会および議会運営委員会に所属することになります。

議会の権限



Q 議会はなにができるの？

A 町が1年間に使える予算を決めたり、お金を正しく使っているかチェックするなど、多くの権限があるんじゃぞ。



議会は、地方自治法などにに基づき、町民を代表する機関として次のような権限を持っています。

議決権	条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、町の重要な財産の取得または処分などの決定を行います。
選挙権	町議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。
同意権	町長による副町長、監査委員、教育委員会や農業委員会の委員の任命に対し、議会は同意という形で関与します。
検査権及び 監査請求権	町の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。
調査権	町の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出席や証言、記録の提出を請求するなど、議会が持つ強力な権限です。
意見書 提出権	町の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。
自律権	議会の独立性と自主性を確保するために、議会内部のことは、自ら決めることができます。

議会の活動



Q 議会はどんなことをしているの？

A 議会の役割を果たすため、会議を開催したり、調査や研修などを行っているじゃ。



議会活動である会議は、本会議、議案を詳細に審査する常任委員会などがあります。本会議は定例会と臨時会があり、定例会は、毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催しています。

議会運営委員会や議会だよりの編集などを行う広報広聴常任委員会、その他議会の運営に関する協議または調整の場として開かれる全員協議会もあります。また、議会活動の報告および意見交換の場として議会報告会、住民懇談会の開催も重要な活動です。

会議の種類



Q どんな話し合いをしているの？

A 1年間に4回の定例会があって、ほかにたくさんの会議があるんじゃ。



本会議

- 全議員で構成する会議で、会議は議場で開催します。
- 町長や議員・議会から提出された議案の審議を行い、町や議会の最終意思を決定する会議です。

常任委員会

- 議案は、通常、本会議の総括質疑を経て各常任委員会に付託されます。委員会では十分な審査を行った上で採決を行い、委員長が本会議において審査結果を報告します。
- 通常、議案を審査するのは、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会です。

委員会名	委員	所管
総務文教常任委員会	8人	総務部・企画財政部・議会事務局・会計課・監査事務局・選挙管理委員会・教育委員会の所管及び他の所管に属しない事項に関すること
産業厚生常任委員会	8人 [※]	建設産業部・水道局・農業委員会・住民福祉部・健康保険部の所管に関すること
議会広報広聴常任委員会	8人	議会の広報・広聴に関すること

※議長は委員を辞任するため、産業厚生常任委員会の実質委員数は7人です。

議会運営委員会

- 議会運営委員会は、6人で構成し、副議長は委員外議員として出席します。
- 委員会は、定例会の会期などの決定をはじめ、議会の円滑かつ効率的な運営を図るため、常任委員会とは別に置かれる委員会です。
- 委員会は、次に掲げる事項に関する調査および議案、請願などの審査を行います。
 - ① 議会の運営に関する事項
 - ② 議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項
 - ③ 議長の諮問に関する事項

特別委員会

- 特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査・調査のための委員会であり、委員会の目的、委員の数、期間など議会の議決で設置します。調査結果は本会議で報告します。

全員協議会

- 全員協議会は、議長が招集し、全議員で構成する会議で、議会独自のもの、または本会議の審議に伴う協議・意見調整、町長による事前説明および意見の聴取などがあるとき開催します。

議員の活動



Q 議員さんは会議がないとき何をしているの？

A 研修に参加したり勉強もしているよじゃ。地域の問題解決や町民からの相談も議員の大事な仕事なんじゃ。わしもこの間相談したぞ。



議員は、会議に出席するだけでなく、政策研究や政策立案のための活動をはじめ、全国、県および郡の議長会主催の研修会、町議会単独の議員研修会にも参加しています。議員は、これらの調査や研修会に参加したときは、報告書を提出します。この報告書は、議会ホームページで公開しています。その他、町民の要望、各種相談に応じる活動も議員の大切な仕事です。

議会に参加する

— 傍 聴 —



Q 会議を見てみたいな～

A 会議は見ることができるぞ。今度じいちゃんで行ってみよう。

(注) 児童・幼児の入場は議長の許可が必要です。



議会は、原則として、すべての会議を公開しています。

- ①傍聴する際は、自己の住所および氏名を傍聴受付票に記入し、受付箱に投函してください。
- ②本会議は、役場庁舎4階の議場、委員会は委員会室で開催します。議場および委員会室では議案書の貸出しを行っていますので、議案書を見ながら傍聴することもできます。また、一般質問も通告書を見ながら傍聴できることから、議論の内容が分かりやすくなります。
- ③開催日程は議会ホームページで公開していますが、日程および傍聴に関しご不明の点は、議会事務局（直通 095-801-5700）にお問い合わせください。

— 請 願 ・ 陳 情 —



わかったよ。

請願や陳情は、いろんな問題を議会で話し合っほしいときに利用できる制度じゃ。住みよい町にするため、制度の活用は大事じゃぞ。



町民の皆さまは、議会に対し、町政への要望や意見、国・県などへの要請などを「請願・陳情」という形で、文書により提出することができます。

- ①請願権は、国民の基本的人権の一つとして憲法第16条に規定されている権利で、議会への請願提出は、地方自治法の規定により、紹介議員が1人以上必要になります。
- ②請願は、原則として定例会開会前の議会運営委員会の前日までに受理したものを定例会で審査し、提出者には結果を通知します。採択したときは関係機関に意見書を送付したり、調整を行うなど、議会として対応します。
- ③陳情は、提出に係る法的根拠はなく、紹介議員は必要ありません。なお、陳情は会議規則第95条で「議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理する」としています。



Q 議員さんと話してみたいな～

A 議会報告会や住民懇談会でも議員と話することはできるんじゃ。今度行ってみよう。



— 議会報告会 —

- ①議会報告会は、説明資料なども準備したうえで、毎年1回以上開催します。意見交換のテーマは、各コミュニティ運営協議会などに求めることもあります。
- ②開催は、事前に議会ホームページ・フェイスブック、議会だより、ポスター・チラシなどにより周知を図ります。
- ③結果は、報告書を作成し、全員協議会で対応を協議します。また、議会だよりや議会ホームページでも公開します。
- ④町政に関する提言などで重要なものについては、町長に文書で送付し、回答を求めます。
- ⑤ご意見などは、委員会審査および議員の一般質問に生かされています。

— 住民懇談会 —

- ①概ね10人以上の住民団体から申込書により議長に要請があったとき、または議員2人以上および各常任委員会・議会運営委員会が議長に開催を要請したときは、広報広聴常任委員会で協議し、全員協議会に諮るなどの手続きを経て開催します。
- ②住民懇談会実施要綱上のテーマは、「まちづくりに関すること」「長与町政に関すること」「長与町議会に関すること」としています。これまで図書館建設問題や学童保育問題をテーマとして開催しています。多くのお申し込みをお願いします。
- ③その他、議会報告会に準じて実施します。

— 議会広報モニター制度 —

議会広報活動全般に対する意見、提案を聴き、広報活動に生かすため、議会広報モニター制度を設けています。

- ①モニターは、満18歳以上の町内在住者から公募により選考します。
- ②モニターの定数は10人以内、任期は2年間です。
- ③モニターの任務は、「広報活動に関する意見、提案等を述べること」「議会だよりについてのアンケートに回答すること」「モニター会議に出席すること」などがあります。



議会のことがなんとなくわかったよ。
じいちゃん、ありがとう。

議会は、みんなが納めた税金をどう使うかなど、大事なことを決めているんじゃ。
議会だよりを読んだり、議会報告会などに参加すれば議会のことは分かるんじゃぞ。
それとみんなの代表を選ぶ大切な選挙なんじゃ。
ミックンも18歳になったら必ず選挙に行くんじゃぞ。





長与町議会50周年記念誌

発行日 平成31年3月15日

発行 長崎県長与町議会

発行責任者 議長 内村 博法

所在地 〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1(長与町役場4F)

TEL:095-883-1111 FAX:095-887-2144

印刷 川口印刷株式会社
